

欧州委員会、貿易投資障壁報告書2015を公表

2015年3月20日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州連合（EU）の欧州委員会は、3月18日付で貿易投資障壁報告書2015（Trade and Investment Barriers Report 2015）を公表した。本報告書はEU理事会に宛てた文書であり、中国、インド、日本、メルコスール（ブラジル・アルゼンチン）、ロシア及び米国の市場において、EU企業が直面する主要な障壁をまとめたもの。

このうち知的財産については、中国と米国についてのみ、以下の通り記述されている。

《中国》

問題点として、質の低い特許及び実用新案が登録されていること、悪意の商標出願があること、登録手続きに長い時間がかかること、外国の文書を認証する手続きが煩雑であることが挙げられる。

また、知的財産侵害に対する行政、司法、税関当局を通じた保護が依然として不十分である。

さらに、営業秘密（中国の当局・企業に共有されていると報じられている）の保護に関して、不確かな部分が多い。

《米国》

特に食品および飲料（特にワイン、チーズ及び食肉の分野）についてのEUの地理的表示（GI）の保護が困難であり、EUの生産者にとって相当な不満となっている。現在進行中のTTIP（環大西洋貿易投資パートナーシップ）交渉は、米国におけるEUのGI保護の改善を達成するための重要な機会である。

— 貿易投資障壁報告書2015は、以下参照 —

[REPORT FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN COUNCIL Trade and Investment Barriers Report 2015](#)

(以上)